

改 正 後	現 行
<p>（別紙1）</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 定義 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 中山間地域 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第○号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）</u></p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により経営されている農地をいう。</p> <p>第3 事業の内容 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>(1) [略]</p>	<p>（別紙1）</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 定義 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 中山間地域 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) <u>過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）</u></p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 経営等農用地 所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により経営されている農地をいう。</p> <p>第3 事業の内容 [略]</p> <p>1 [略]</p> <p>(1) [略]</p>

<p>(2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（第2の2の(3)及び(5)の地域並びに離島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域において行うものについては、20アール。以下この号において同じ。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。 [略]</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第4～第9 [略]</p> <p>第10 その他 1～4 [略]</p> <p>5. <u>中山間地域等直接支払交付金の実施地域において本事業を行う場合は、集落戦略（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第6の2の(1)の(ア)の(オ)の「集落戦略」をいう。）が策定されている（見込みを含む）こと。</u></p> <p>別記 [略]</p> <p>別表 [略]</p> <p>別記様式第1－1号～第3号 [略]</p>	<p>(2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が30アール（<u>過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成16年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条又は第7条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）</u>、離島振興法第2条第1項の規定に基づく指定地域及び山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村において行うものについては、20アール。以下この号において同じ。）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね2/3以上であること。 [略]</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>第4～第9 [略]</p> <p>第10 その他 1～4 [略] (新設)</p> <p>別記 [略]</p> <p>別表 [略]</p> <p>別記様式第1－1号～第3号 [略]</p>
--	---

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。